

洲本市議会が議決した陳謝及び出席停止処分に対する審決の申請に係る審決について

地方自治法の規定に基づく審決の申請について、自治紛争処理委員からの意見を踏まえ、下記のとおり審決を行いました。

記

1 事案の概要等

- (1) 洲本市議会議員である審決申請人は、令和5年12月議会の一般質問において、某所からパソコンが一時的になくなっていったという伝聞情報を提示した上で、副市長に対して、同所から副市長がパソコンを持ち出したかを質問し（以下「本件発言1」という。）、併せて当該情報を県警に連絡した旨の発言を行った（以下「本件発言2」という。）。
- (2) 令和5年12月19日、洲本市議会（以下「処分庁」という。）において、審決申請人に対する陳謝（以下「本件陳謝」という。）の懲罰が賛成多数で可決された。
- (3) 令和5年12月19日、審決申請人は議長から陳謝文の朗読を命じられたが、これに応じず、陳謝文と異なる発言をした。
- (4) 令和5年12月19日、処分庁において、審決申請人に対する出席停止1日（以下「本件出席停止」という。）の懲罰が賛成多数で可決された。
- (5) 令和6年1月9日、審決申請人は、地方自治法第255条の4の規定に基づき、兵庫県知事に対し、本件陳謝及び本件出席停止の懲罰の取消しを求める審決の申請を行った。
- (6) 兵庫県知事は、地方自治法第255条の5の規定に基づき、自治紛争処理委員による審理を踏まえ、審決を行う。

2 審決の要旨

(1) 本件陳謝の懲罰について

ア 主文

本件審決の申請を却下する。

イ 理由（自治紛争処理委員の意見書のとおり）

(ア) 法律上の利益について

陳謝の懲罰は議員として中核的な活動たる議事参与権を制限するものではなく、回復すべき法律上の利益がないため、審決の申請は不適法である。

(イ) 司法審査対象性について

(ア)のとおり回復すべき法律上の利益がないから、司法審査対象性について判断するまでもない。

(ウ) 懲罰の違法性について

(ア)のとおり審決の申請は不適法であるから、この点については判断しない。
ただし、本件陳謝の懲罰の違法性は、(2)イのとおり本件出席停止の懲罰の

違法性を判断するに必要な限度で審査の対象となる。

(2) 本件出席停止の懲罰について

ア 主文

本件審決の申請を棄却する。

イ 理由（自治紛争処理委員の意見書のとおり）

(ア) 法律上の利益について

出席停止の懲罰は、議事に参与し議決に加わるなどの議員としての中核的な活動である議事参与権を制限するものであり、その議事参与権と密接不可分な議決の効力や議事録の表記をどのように取扱うかを検討し判断がなされるべきことについて、回復すべき法律上の利益がある。

(イ) 懲罰の違法性について

① 本件陳謝の懲罰と本件出席停止の懲罰との関係

本件陳謝の懲罰に従わなかったことを主たる理由としてなされた二次的な懲罰としての本件出席停止の懲罰の審査に当たり、本件出席停止の懲罰違法性の審査に必要とされる限度で、本件陳謝の懲罰の違法性についても審査できる。

② 本件陳謝の懲罰の理由

本件発言1について、事実確認や情報収集のための質問である限り、根拠が示されていないからといって直ちに無礼の言葉にあたるとは言えない。

本件発言2について、物がなくなっていたことに加えて、警察にも連絡したということは窃取を疑っての発言であると捉えるのが一般的であり、議員が附議された事項についての意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉である。

よって、本件発言1と本件発言2を併せ読めば、地方自治法第132条に規定する無礼の言葉にあたるとした処分庁の判断が裁量権の逸脱濫用に当たるとはいえない。

③ 本件陳謝の懲罰の内容

議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動をするものを制限するものでないことを踏まえると、裁量権の逸脱濫用に当たるとはいえない。

④ 本件陳謝の懲罰の手續

令和5年12月19日の審議において議長が審決申請人の発言を一身上の弁明に当たらないとして終結させたこと、また懲罰特別委員会で決定された陳謝文案を本会議報告前に審決申請人に示したことが認められるが、これらは地方自治法や洲本市議会会議規則に抵触するものではなく、その他審査に係る手續上の瑕疵も見当たらないから、違法性は認められない。

⑤ 本件出席停止の懲罰の理由

陳謝の懲罰は陳謝文を朗読させて行うのが普通であり、朗読を命ぜられ

てこれに応じないときは、改めて懲罰処分を行いうるとされているところ、処分庁が審決申請人に陳謝拒否を理由に新たな懲罰を科したことに違法性は認められない。

⑥ 本件出席停止の懲罰の内容

審決申請人に陳謝の懲罰を再度科しても従わないことは明らかであり、陳謝拒否をもって、陳謝より一段階重い出席停止の懲罰を科したことが裁量権の逸脱濫用に当たるとはいえない。

⑦ 本件出席停止の懲罰の手続

手続上の瑕疵は見当たらず、違法性は認められない。